

7. 基本施策及び具体施策

基本施策の概要と具体施策の内容について示します。

基本施策① 淀川河川公園の保全・再生

市域西部に流れる淀川に整備されている淀川河川公園は、本市を代表する大規模な自然環境が形成されています。これまでのスポーツ・レクリエーション機能は一定保持しつつも、近年失われつつある自然環境の保全・再生を目指し、国が取り組むワンド群や低水護岸の改善などを進めるため、淀川河川公園中流左岸地域協議会との更なる連携を図ります。

具体施策1 ワンドを中心とした淀川の自然環境の保全・再生

重点2

淀川河川公園周辺は、生物多様性ホットスポット（淀川ワンド群）の一部として、イタセンパラといった絶滅危惧種が生息する自然環境を有するとともに、市民団体等による「淀川まるごと体験会」や、淀川河川公園に隣接する茨田樋遺跡水辺公園などで「茨田イチョウまつり」が開催されるなど、市民にとって水辺と親しみ、自然環境の学び場となっています。

これらを踏まえ、国が取り組む「点野親水空間整備事業」における高水敷の切り下げによる水辺との連続性・アクセス性の改善などについて、淀川河川公園中流左岸地域協議会への参画などを通じて促進します。



イタセンパラ

（大阪府生物多様性センターHP より）

■取組例と主体 新規：新規施策案

市 民

事業者

学 校

- 点野水辺づくりワークショップへの参画
- 点野水辺プロジェクトの検討、実施

行 政

- 淀川河川公園基本計画及び淀川河川公園太間・点野野草地区公園整備計画の促進に係る国との協議
- 淀川河川公園中流左岸地域協議会などへの参画

■関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成 20 年（2008 年）8 月）
- 淀川水系河川整備計画（平成 21 年（2009 年）3 月）
- 淀川河川公園太間・点野野草地区公園整備計画（平成 25 年（2013 年）3 月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成 29 年（2017 年）3 月）

コラム 点野水辺プロジェクト

淀川河川公園を市民のみなさんに愛される公園とするため、点野野草地区（約 3.6ha）では、国による河川と公園が一体となった再整備や、ねや川水辺クラブや摂南大学、事業者が参加する「点野水辺づくりワークショップ」における公園の再整備計画づくりや今後の活用方法などを検討しています。



淀川まるごと体験会の様子

具体施策2 淀川河川公園を活用したみどりの取組の促進 重点2

ねや川水辺クラブ、大学、地域住民等が参画する淀川河川公園中流左岸地域協議会において取り組んでいる「点野親水空間整備事業」や生き物観察会、水辺のふれあい体験、清掃活動などの取組を踏まえ、これまでの自然体験やスポーツ振興などの利用に加えて、新たなニーズに対応できる管理運営を展開する中で、多様な主体とともに淀川河川公園という貴重な水とみどりのストックを育て使いこなし、訪れる人々の笑顔がはじける公園づくりのチャレンジを展開する取組の促進について、国との連携を図りつつ、市民等によるみどりの取組を促進します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市 民 事業者 学 校

- 淀川河川公園の活用（自然とのふれあい、環境学習、スポーツ・レクリエーションなど）
- 淀川河川公園の管理運営への参画 新規
- 【再掲】点野水辺づくりワークショップへの参画
- 【再掲】点野水辺プロジェクトの検討、実施

行 政

- 【再掲】淀川河川公園基本計画及び淀川河川公園太間・点野野草地区公園整備計画の促進に係る国との協議
- 【再掲】淀川河川公園中流左岸地域協議会などへの参画

■関係法令・関連計画

- 淀川河川公園基本計画（平成 20 年（2008 年）8 月）
- 淀川水系河川整備計画（平成 21 年（2009 年）3 月）
- 淀川河川公園太間・点野野草地区公園整備計画（平成 25 年（2013 年）3 月）
- 淀川河川公園整備・管理運営プログラム（平成 29 年（2017 年）3 月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年（2011 年）3 月）

点野親水空間の活動風景



魚捕り体験



楽しい水辺のふれあい体験



水辺のゴミ拾い



Eボート体験



生き物観察会



外来種除去

点野親水空間での活動風景
（「淀川河川公園整備・管理運営プログラム」より）

基本施策② 広大な自然の眺望を備えた景観の形成

「寝屋川市景観計画」に基づく取組を踏まえ、歴史文化との調和やつながりに配慮しつつ、広大な水とみどりの空間を活かした景観形成を進めるなど、京街道や茨田堤碑などの歴史文化とも調和した空間の形成を目指します。

具体施策3 淀川周辺の自然・歴史文化資源と一体となった景観形成

重点2

「寝屋川市景観計画」に基づく淀川河川軸景観重点地区において、自然のうるおいが感じられる、豊かな水とみどりがつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しいまちなみやまなみが織りなす広大な景観を守り、育てる取組を進めます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市 民

事業者

- 法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行 政

- 景観形成基準に基づく指導

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）

コラム 景観形成基準

「寝屋川市景観計画」では、市域全体と景観重点地区ごとに「良好な景観形成のための基準」を定めています。多くの市民の投票によって制定された「新寝屋川八景」の一つである淀川河川公園周辺は、「淀川河川軸景観重点地区」に指定されており、自然のうるおいが感じられる豊かな水とみどりがつくる淀川の広大なオープンスペースとそれに映える美しいまちなみやまなみが織りなす雄大な景観を守り、育てています。



淀川河川公園

基本施策③ パークマネジメントの推進

都市基幹公園などの大規模公園は、多くの市民が日常的なレクリエーションや健康づくりを行い、市のイベント等にも利用されています。また、災害時には広域避難地等となるとともに、自然や歴史文化を保全する公園も存在するなど、多様な機能を有していることから、指定管理者に加えて、公園協議会による管理運営を検討するなど、更なる魅力や質の向上を目指します。

具体施策4 大規模公園の戦略的なマネジメント

重点1

多様な機能を有する大規模公園について、利用者ニーズの多様化や施設の老朽化や管理費の増大などに対応するため、多様な主体との協働により、大規模公園のリニューアルに関する内容や今後の管理運営などの共通ルールとして「パークマネジメントプラン」を策定するなど、戦略的なマネジメントを推進します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議
- 新たな公園協議会の設置検討 **新規**
- パークマネジメントプラン（管理運営の目標・計画・実施方針の立案）の策定 **新規**
- パークマネジメントプラン推進方策の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例



寝屋川公園



打上川治水緑地

具体施策5 公園協議会などによる管理運営

重点1

みどりの骨格として位置づけられる多様な機能を有する大規模公園について、指定管理者による管理運営に加えて、新たな公園協議会の設置を検討するなど、利用者のニーズを踏まえた多様な主体との連携による管理運営を進めます。

また、公園管理者等の協力を得ながら色とりどりの美しい自然が見られる大規模公園を活用し、ドングリのなる樹木を中心とした自然観察会などの環境学習を実施します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市 民

- 自然観察会、イベント等への参加

行 政

- 指定管理者による管理運営
- 自然観察会などの実施
- 民間活力を活かした公園施設の整備・管理運営の検討 **新規**
- 【再掲】府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議
- 【再掲】新たな公園協議会の設置検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策6 大規模公園のリニューアル

重点1

都市公園の利用に関する地域ニーズへの対応や計画的な公園施設の維持管理を進める中で、機能改善などが必要と考えられる大規模公園について、多様な利用の促進に向けた都市公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図り、地域の活性化に資する公園機能の充実を目指してリニューアルを進めます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行 政

- 安全・安心や公園活性化の視点による公園施設の再整備の検討 **新規**
- 【再掲】府営公園のマネジメントに関する大阪府との協議
- 【再掲】民間活力を活かした公園施設の整備・管理運営の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 大阪府都市公園条例
- 寝屋川市都市公園条例

基本施策④ 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整

「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」に基づき、大阪府において見直しの検討が進められており、今後の方向性等について、大阪府との協議・調整を図ります。

具体施策7 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直しに向けた協議・調整

都市計画公園・緑地（府営公園）の長期未着手区域について、必要性や実現性など様々な観点により、大阪府と協議、調整を進めます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 都市計画公園・緑地（府営公園）の見直し検討に係る大阪府との協議・調整

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 東部大阪都市計画区域マスタープラン（平成 28 年（2016 年）3 月）
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012 年）3 月）
- 都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針（平成 24 年（2012 年）3 月）

基本施策⑤ 住区基幹公園等の都市公園のあり方の検討

身近な都市公園に求められる都市景観や災害防止、環境保全などの多様な機能の充実を図るとともに、地域性を踏まえた機能分担等による適正配置の方針などを検討します。

重点1

具体施策8 「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」の検討

住区基幹公園などの市民にとって身近な都市公園について、計画的な整備等を行うため、住区基幹公園の標準面積相当の都市公園の確保が困難な地域の有無や、地域に求められる機能を把握するとともに、周辺の都市公園等との機能や利用範囲の重複を避けるなど、既存公園を含めた都市公園の適正配置や機能分担の方向性などを示した「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を検討します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

行政

- 都市公園現況等の調査 新規
- 都市公園の適正配置の検討 新規

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

基本施策⑥ 都市公園の整備

都市公園の整備にあたっては、みどりの将来像の実現に向け、地域性を踏まえた機能分担等による適正配置を図るとともに、みどりが不足する地域や防災上整備が求められる場合など、整備の必要性を十分に踏まえた上で、優先順位を重視した整備を推進します。

具体施策9 協働による都市公園の計画づくり **重点 1**

都市公園の整備にあたっては、密集住宅地区における避難地や延焼遮断などの防災性の向上、または自然環境を有する地域における動植物との共生を目指した環境整備など、地域に応じた都市公園づくりが求められます。

また、日常利用の視点からは、市民ニーズを踏まえた地域の活性化に資する公園機能が重要となることから、「(仮称)寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」を踏まえた上で、ワークショップなどによる市民等との協働による計画づくりを進めます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市 民

事業者

- ワークショップなどへの参画

行 政

- ワークショップなどによる計画づくりの推進

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

コラム ワークショップなどによる計画づくりの推進

整備後の公園をより多くの方々に利用してもらえるように、寝屋川せせらぎ公園や幸町公園、大利公園、太秦2号公園、萱島あやめ公園、萱島さくら公園などにおいて、市民ワークショップ等による市民ニーズを踏まえた公園の計画づくりを実施してきました。

大利公園の整備後は、地元自治会が主体となって管理運営に取り組まれており、地域を越えた人々が利用されるとともに、年間を通じて様々な地域イベントが開催されています。



親水公園として整備した幸町公園



様々なイベントが開催される大利公園

「(仮称) 寝屋川市における都市公園(住区基幹公園等)のあり方」やワークショップによる計画づくりを踏まえつつ、都市計画公園・緑地の見直しや公共施設の再編に向けた取組状況などを勘案した上で、みどりが不足する地域や防災性の向上が求められる地域などにおける都市公園を優先的に整備します。

また、市街地開発事業などの計画的なまちづくりが行われる区域においては、法令等による基準を遵守するとともに地域ニーズを踏まえた上で、計画区域内の土地利用計画とも整合を図りつつ、魅力ある都市公園を創出します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 優先順位を踏まえた都市計画公園・緑地の整備
- 計画的なまちづくりとあわせた都市公園の整備
- 公共施設再編に伴う跡地活用などによる都市公園整備の検討

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市都市計画マスタープラン(平成24年(2012年)3月)
- 寝屋川市立地適正化計画(平成30年(2018年)4月)
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画(平成29年(2017年)3月)



市営住宅の建替に伴うみやいけ公園の整備

基本施策⑦ 都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し

近年の都市公園整備においては、都市計画決定後の都市的土地利用の進展や、財政的な制約などにより用地の確保が困難な状況が続いています。

このため、市が決定する都市計画公園・緑地について、地域におけるみどりの状況や、都市計画公園・緑地に求められる機能などを明確にした上で、必要に応じて見直しを行います。

具体施策11 都市計画公園・緑地（市町村公園）の見直し

「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」に基づき、長期末着手、未完成の都市計画公園・緑地の必要性や代替機能の確保などの視点から見直しを行います。

■取組例と主体 新規：新規施策案**行政**

- 庁内検討委員会の設置
- 市運用基準の作成
- 「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」及び市運用基準に基づく評価
- 都市計画公園・緑地（市町村公園）の概ね5～10年ごとの見直し検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方（平成25年（2013年）6月）

基本施策⑧ 市民が満足できる公園づくり

「（仮称）寝屋川市における都市公園（住区基幹公園等）のあり方」を踏まえ、既存都市公園の再整備を実施するなど、市民が満足できる公園づくりを進めます。

具体施策 9 協働による都市公園の計画づくり（再掲）

重点 1

※P45 参照。

具体施策12 都市公園の再整備

重点 1

「（仮称）寝屋川市における都市公園（住区基幹公園等）のあり方」や、市民ワークショップ等により策定した計画などを踏まえ、都市公園の再整備を検討します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

行政

- 地域ニーズ等を踏まえた都市公園の再整備の検討

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例



市民ワークショップの様子（川勝水辺ひろばの整備検討）

ワークショップなどにおける計画づくりを踏まえて整備された都市公園などは、安全・安心かつ快適な利用とともに有効活用を図るため、地域の状況や都市公園の特性に応じた利用方法や維持管理などの仕組みづくりが重要です。

このため、健康づくり、子育て、教育など多様な分野との連携による利用促進や、美化清掃、花壇づくりなどを通じたコミュニティの形成、および地域が主体的に実施するイベントの開催などの都市公園の管理運営や、指定管理者制度の活用などによる柔軟な管理運営を進めます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市 民

- 公園愛護会などによる清掃活動
- 都市公園における植栽活動
- 地域による都市公園の管理運営の推進

行 政

- 公園愛護会などへの支援
- 公園・緑地等植栽サポーター制度の促進
- 記念植樹事業の促進
- 健康花壇設置事業の促進
- 指定管理者制度の活用などによる柔軟な都市公園の運営

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例



市民ワークショップなどにおける計画づくりを踏まえて整備された都市公園
(左：萱島あやめ公園、右：大利公園)

基本施策⑨ 安全安心を確保する効率的な公園の維持管理

安全で安心できる公園利用を一層促進するため、公園施設のバリアフリー化や長寿命化に向けた計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

具体施策14 寝屋川市公園施設維持管理計画に基づく維持管理

「寝屋川市公園施設維持管理計画」に基づき、遊具などの公園施設の定期的な点検を実施し、常時不具合や損傷の状態を把握できるよう取り組むとともに、安全性の確保等の視点から優先的に対策を講じる必要のあるものから修繕、更新を実施するなど、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

また、利用者の安全性向上に向けた防犯カメラの設置や公園灯の LED 化、公園施設のバリアフリー化を推進します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 公園施設の定期的な点検
- 公園施設のバリアフリー化の推進
- 植栽管理マニュアルに基づく維持管理
- 防犯カメラの設置
- 公園灯の LED 化
- 長寿命化を前提とした維持管理の推進 **新規**
- 公園施設点検マニュアルの作成 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月）
- 寝屋川市植栽管理マニュアル

基本施策⑩ 鉄道駅周辺における緑化

市内外から多くの人が集まる寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、寝屋川公園駅の鉄道駅周辺は、「寝屋川市景観計画」における景観重点地区として市のシンボルとなる景観形成を目指す中で、みどりが多いと感ずることができる空間づくりを進めるとともに、「サクラ☆プロジェクト」による鉄道駅を拠点とした桜街道を整備するなど、市の魅力と都市格の向上を図ります。

具体施策15 市内外から訪れる人々が実感できるみどりの充実

重点1

重点3

多様な都市機能が集積し、市内外から多くの人々が訪れる鉄道駅周辺地域では、寝屋川市駅西側の寝屋川せせらぎ公園や萱島駅のクスノキ、または寝屋川公園などをはじめシンボルとなるみどりが多く存在しています。

このため、これらのシンボルとなるみどりの保全とあわせて、駅につながる道路整備に伴う緑化や、「サクラ☆プロジェクト」による桜街道の整備、または公民連携によるみどり豊かな街区の形成を図るなど、市内外から訪れる人々が実感できるみどりを充実します。

取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

- 駅前などにおけるみどりの取組の推進

行政

- 桜街道の整備、保全
- 大阪府実感できるみどりづくり事業の促進
- 緑視率調査の実施 **新規**

関係法令・関連計画

- みどりの大阪推進計画（平成21年（2009年）12月）
- 大阪府緑視率調査ガイドライン（平成25年（2013年）8月）
- サクラ☆プロジェクト

コラム 桜街道の整備、保全

「サクラ☆プロジェクト」の取組の一つとして、鉄道駅を拠点に市内に点在する桜の名所へのルートを桜街道としてつなげ、名所等の見える化を図るため、桜の植樹や土壌改良などの樹勢回復による保全を進めています。



友呂岐緑地



打上川治水緑地

「寝屋川市景観計画」における景観重点地区（寝屋川市駅東再開発地区周辺、香里園駅東再開発地区周辺、東寝屋川駅駅前広場周辺（「寝屋川公園駅駅前広場周辺」に改称予定。）、香里園駅西側駅前広場周辺、寝屋川駅前線東部沿道地区、寝屋川市駅西側駅前広場周辺、萱島駅周辺、都市計画道路対馬江大利線（市施行）沿道、打上高塚町周辺）の指定に基づき、鉄道駅周辺での都市景観と一体となった美しいまちなみを形成します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）

基本施策⑪ 公共施設等における緑化

市庁舎や供給処理施設、または学校敷地などの公共施設等の敷地を活用し、地域のシンボルとなるみどりを形成するため、「花いっぱい植栽事業」などによる協働の取組や公共施設緑化による先導的かつ計画的な緑化を推進するとともに、地域の活動の場としての活用を図ります。

具体施策17 地域のモデルとなる先導的な緑化

重点1

民間施設等における緑化促進の先導的な役割を担う公共施設等について、敷地内緑化に伴う壁面、屋上緑化を促進するなど、視認性が高く、多くの市民がみどりの存在を実感できる質の高いみどりを創出するため、「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」に基づく計画的な緑化を推進するとともに、グリーンカーテンや「花いっぱい植栽事業」などを活用し、地域のシンボルとなるみどりを育みます。

また、包括連携協定を締結する学校法人等との話し合いを進め、緑化協定などによる大学敷地等の緑化促進に努めます。

■取組例と主体 新規：新規施策案

学校

- 学校敷地における植栽活動
- 植栽等の適正な維持管理

行政

- 公共施設植栽事業の推進
- 花いっぱい植栽事業の促進
- グリーンカーテンの促進
- 大阪府緑化樹配布事業の促進
- 大阪府みどりづくり推進事業の促進
- 【再掲】植栽管理マニュアルに基づく適正な管理
- 「(仮称)公共施設緑化ガイドライン」の作成 **新規**



市営住宅再編整備第1期建替事業
(明和住宅)

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市みんなのまち基本条例
- みどりの大阪推進計画(平成21年(2009年)12月)
- 寝屋川市環境基本計画(平成23年(2011年)3月)
- 寝屋川市植栽管理マニュアル

コラム 花いっぱい植栽事業

市内各所の公共施設(保育所・園、幼稚園、小・中学校など)や公園愛護会に四季折々に応じた草花の種を配布し、市民が花をいっぱいに咲かせ、みなさんが楽しみ、花とみどりに関心を持っていただく取組を進めています。

学校敷地等における地域協働協議会などの活動を通じて、地域社会の絆を深めるコミュニティ形成の場としての活用を促進します。

特に、ボール遊びや地域行事に利用できる広場のある公園が身近に存在しない地域においては、教育機関や地域団体等との連携を図りながら、学校敷地等を活用したレクリエーションや地域行事等の利用を促進します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

- 学校との連携などによるイベントの実施

学校

- 学校敷地の開放

行政

- 地域協働協議会などによる取組の促進

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市みんなのまち基本条例



夏休みねやがわプールの（ねやぷー）

コラム 地域協働協議会などによる取組の促進

市内にある24の小学校区では、これまで個別に活動していた地域団体がつながり、それぞれの活動を尊重しつつネットワーク化を図る地域協働協議会が設立されています。

地域協働協議会では、地域力が高まり単独で解決できなかった課題の解決を図るとともに、そこに多様な地域住民が参画することで地域の活性化につなげ、地域主導型のまちづくりを実現するため、様々な行事や防災、福祉、緑化など地域の特色を活かした活動が行われています。

基本施策⑫ 歴史文化資源等におけるみどりの保全

古来より貴重なオープンスペースとして存在してきた社寺仏閣の敷地において、歴史文化とともに植生する社寺林は、持続性の高い空間として保全します。

また、歴史文化漂うまちなみをはじめとする市街地内の樹林、樹木については、「寝屋川市景観計画」とも整合を図りつつ、保存樹としての指定を継続するとともに、維持管理に係る助成を行うことにより、都市の美観風致の維持を図ります。

具体施策19 歴史文化資源と調和した地域のシンボルとなる樹木などの保全**重点2**

旧集落地など歴史的なまちなみが残る地域や市街地内の神社仏閣などにおける歴史文化資源と調和した樹林や樹木について、保存樹としての保全や景観重要樹木としての指定を検討するとともに、維持管理助成制度の活用を促進することにより、地域のシンボルとして保全します。

また、保存樹などにまつわる歴史や言い伝えなどを看板等により見える化し、市民の保存樹への理解や親しみを深める取組を検討します。

取組例と主体 新規：新規施策案**市民**

- 保存樹・景観重要樹木の保全

行政

- 保存樹の指定
- 景観重要樹木の指定検討
- 保存樹（維持管理・枯損防止）に対する助成
- 保存樹や景観重要樹木の紹介パネル等の設置検討 **新規**

関係法令・関連計画

- 景観法
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）



歴史文化と調和したみどり（左：高宮廃寺跡、右：石宝殿古墳）

基本施策⑬ 生駒山麓における景観の保全

生駒山麓における歴史文化資源など一体的なみどりを保全するため、「寝屋川市景観計画」に基づく景観形成を進めるとともに、地域森林計画対象民有林の保全や、緑地協定制度や市民緑地制度の活用を検討します。

具体施策20 生駒やまなみ緑地軸景観重点地区における景観形成

重点1

「寝屋川市景観計画」における生駒やまなみ緑地軸景観重点地区の指定に基づき、やまなみの豊かなみどりを保全、育成するとともに、背景となるやまなみと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てます。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）

具体施策21 緑地協定制度等を活用した樹林地の保全

市街化調整区域内に存在するまとまった樹林地などについて、地域森林計画対象民有林緑地の指定、または緑地協定制度や市民緑地制度を活用するなど、土地所有者等の合意に基づいた保全を検討します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

- 樹林地等の保全活動への参画 新規

行政

- 地域森林計画対象民有林の指定
- 市民緑地制度や緑地協定制度などの活用促進 新規

■関係法令・関連計画

- 森林法
- 都市緑地法
- 大阪地域森林計画（平成27年（2015年）4月）

基本施策⑭ 農地の保全・活用

第二京阪道路沿道などの市街地周縁部における市街化調整区域内の広大な農地、または市街地内の貴重なオープンスペースである市街化区域内農地について、農空間保全地域制度や生産緑地制度などを活用し、計画的な保全に努めます。

また、多様な機能を有する農地について、地元組織との連携による保全施策の検討を進め、多様な主体との協働による体験農園や貸農園、ふれあい農園等としての活用を図ります。

具体施策22 市街化調整区域内農地の保全

市街化調整区域に広がる広大な農地について、多面的な機能を有する貴重な農空間として保全するため、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」の活用などにより、遊休農地の解消や農業の担い手の確保など、営農継続に向けた取組を進めます。

また、灌漑用水としての役割や貯水機能を有するため池について、監視管理体制を強化するとともに、大阪府との連携により、耐震診断やハザードマップの作成を進めます。

なお、「第二京阪沿道まちづくり方針」に基づく計画的なまちづくりが行われる際には、既存の農地保全に極力配慮するとともに、新たなみどりの創出に努めます。

取組例と主体 新規：新規施策案**行政**

- 農空間保全地域制度の運用
- 遊休農地対策の検討
- ため池調査等の実施による適正管理

関係法令・関連計画

- 農地法
- 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例
- 寝屋川市産業振興条例
- 第二京阪沿道まちづくり方針（平成 21 年（2009 年）12 月）
- 都市農業振興基本計画（平成 28 年（2016 年）5 月）
- 新たなおおさか農政アクションプラン（平成 29 年（2017 年）8 月）

具体施策23 生産緑地地区の決定及び特定生産緑地の指定

自然環境や景観の形成、または雨水貯留機能や災害時の一時避難空間としての機能を有する市街化区域内農地について、遊休農地対策等に取り組みます。

また、指定面積要件の下限を定める市条例の制定など、生産緑地地区の追加指定の促進に関する取組を踏まえ、今後も生産緑地制度の運用により保全します。

さらには、大阪府との連携により、ため池の監視管理体制の強化とともに、耐震診断やハザードマップの作成を進めます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 生産緑地地区の決定
- 特定生産緑地の指定 **新規**
- 【再掲】遊休農地対策の検討
- 【再掲】ため池調査等の実施による適正管理

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市緑地法
- 生産緑地法
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律
- 寝屋川市生産緑地地区の区域の規模に関する条例
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成24年（2012年）3月）

具体施策24 農地の多機能性を踏まえた活用

地元組織を中心とした農地の積極的な活用を図るとともに、農業従事者に加えて、市民の幅広い参加による地域単位での取組において、レンゲ解放農地や防災協力農地などの既存制度の活用に加えて、貸農園としての活用促進や農作業の指導等に参加意向のある農家等を発掘するなど、身近な農地を気軽に利用できる方法を検討します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 地元組織などによる農地の管理運営の推進 **新規**

行政

- 貸農園・ふれあい農園、レンゲ解放農地、防災協力農地などの運用
- 【再掲】農空間保全地域制度の運用

■関係法令・関連計画

- 農地法
- 都市農地の貸借の円滑化に関する法律
- 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例
- 寝屋川市産業振興条例
- 都市農業振興基本計画（平成 28 年（2016 年）5 月）
- 新たなおおさか農政アクションプラン（平成 29 年（2017 年）8 月）



防災協力農地



レンゲ開放農地

ふれあい農園

（上：神田体験農園、下：高柳コミュニティ農園）

基本施策⑮ 大規模敷地における緑化

大規模な集客施設や工場は、地域におけるみどりのシンボルとなりえることから、敷地内の緑化を促進する中で、壁面緑化や屋上緑化などの立体的なみどりづくりに努めます。

具体施策25 公開性の高い地域のみどりのシンボルの創出

重点1

「大阪府自然環境保全条例」などの関係法令に基づく緑化を促進するとともに、公民連携によるみどり豊かな街区等の形成にかかる助成制度の促進や、地域地区制度などの活用を検討するなど、壁面や屋上緑化も視野に入れつつ、大規模敷地におけるシンボル性のある公開的なみどりの空間形成を目指します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

- 関係法令に基づく緑化の推進
- 公開空地の創出
- 壁面・屋上緑化の実施

行政

- 関係法令に基づく緑化の推進
- 地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など）
- 新規
- 【再掲】大阪府実感できるみどりづくり事業の促進

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 工場立地法
- 都市緑地法
- 大阪府自然環境保全条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱
- みどりの大阪推進計画（平成21年（2009年）12月）



イオンモール四條畷（植樹祭の様子）

基本施策⑩ 建築敷地等における緑化

関係法令などに基づき、開発行為などに伴う緑化を促進するとともに、生垣緑化等の助成制度の活用を促進することにより、建築敷地等における緑化を図ります。

また、市街地開発事業などの計画的なまちづくりにおいては、景観重点地区や地区計画の指定をはじめ、各種まちづくり施策の推進とあわせて、質の高い計画的な緑化を推進することにより、みどり豊かなまちなかの景観づくりを進めます。

具体施策26 新たなまちづくりとあわせた計画的な緑化**重点1**

市街地開発事業などにより新たなまちなみが形成される地区においては、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ景観重点地区の指定に向けた検討や関係者との話し合いを進め、機運の醸成が図られた地区や今後新たに図られる地区を景観重点地区として指定し、地域の魅力やシンボル性を活かした景観を形成します。また、あわせて地区計画制度の活用を検討するなど、みどり豊かなまちなみの形成を進めます。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

【再掲】関係法令に基づく緑化の推進

行政

- 景観重点地区の指定検討
- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進
- 【再掲】地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など）**新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 景観法
- 都市緑地法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成24年（2012年）3月）
- 立地適正化計画（平成30年（2018年）4月）
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）

みどり豊かなまちなみを形成するため、地域の土地利用状況などにも配慮しつつ、開発行為などに伴う緑化誘導とあわせて、建築敷地等における緑化助成制度の活用を促進するなど、民有地におけるみどりの更なる充実を図ります。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進

行政

- 民有地緑化（生垣緑化・駐車場緑化、太陽光発電システム設置）に対する助成
- 【再掲】関係法令に基づく緑化の推進
- 【再掲】地域地区制度の活用などによる緑化促進の検討（地区計画等緑化率条例制度、緑化地域など） **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 都市緑地法
- 大阪府自然環境保全条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱
- 寝屋川市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱
- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱
- みどりの大阪推進計画（平成21年（2009年）12月）

コラム 民有地緑化助成

生垣設置、駐車場緑化、太陽光発電システム設置への助成を行うことにより、緑豊かな、潤いと安らぎのあるまちづくりの推進に加え、ヒートアイランド現象の緩和、震災時の安全性や火災延焼防止の効果が期待されます。

基本施策⑰ 小規模公園等の充実

開発許可などに伴い帰属される公園や、街路事業の残地などを活用した公園（ポケットパーク）を創出し、市民が親しめるような空間づくりを進めます。

また、空き地等の有効活用による新たなオープンスペースを確保するなど、民有地を活用したみどりの創出に努めます。

具体施策28 身近なみどりとのふれあいの場の創出**重点1**

民間事業者等の開発事業や、街路整備事業などにより生み出されるちびっこ老人憩いの広場等の小規模公園に加えて、防災上の課題を有する密集住宅地区などに存する空き地等を中心として、市民緑地制度の活用などによるオープンスペースを確保するなど、街角の身近なみどりとのふれあいの場を創出します。

取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

- 空き地等の提供 **新規**

行政

- 街路事業の残地などを活用したポケットパークの創出
- 開発許可などに伴う帰属公園の創出
- 市民緑地制度の活用促進 **新規**
- 開発許可制度における公園等の設置基準などの検討 **新規**

関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市緑地法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市開発事業に関する指導要綱

整備前：個人所有の空き地



[整備前]

整備前：ゴルフ場跡地



[整備前]

整備前：公共未利用地

※本制度において公共用地は想定されない



[整備前]

整備後：地域住民のイベント広場として活用



[整備後]

整備後：花畑・広場として活用



[整備後]

整備後：地域住民のイベント・植えつけ体験等の場として活用



[整備後]

空き地を活用した緑地の創出の事例（国土交通省資料より）

具体施策29 小規模公園等の利用形態の転換や統廃合

市内に数多く分布する小規模公園の利活用を促進するため、「（仮称）寝屋川市における都市公園（住区基幹公園など）のあり方」に基づき、地域ニーズを踏まえた利用形態への転換や、都市機能の集約化などを目的とするまちづくり計画との整合性を踏まえ、必要に応じて統廃合を検討します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 地域イベントなどによる小規模公園の活用 **新規**
- 【再掲】ワークショップなどへの参画

行政

- 小規模公園の利用形態の検討 **新規**
- 小規模公園の統廃合の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例

基本施策⑱ セミパブリック空間におけるみどりの創出

第二京阪道路や主要地方道京都守口線沿道では、「みどりの風促進区域」における取組を進めるとともに、「寝屋川市景観計画」との整合を図りつつ、セミパブリック空間における緑化を促進します。

具体施策30 みどりの風促進区域における緑化

「みどりの風促進区域」に指定されている第二京阪道路及び主要地方道京都守口線沿道では、セミパブリック空間における緑化の推進のため、地域住民や企業等の緑化整備を支援するなど、道路沿道に広がるみどりを創出します。

取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

- 大阪府みどりの風の道形成事業などを活用した緑化の推進

行政

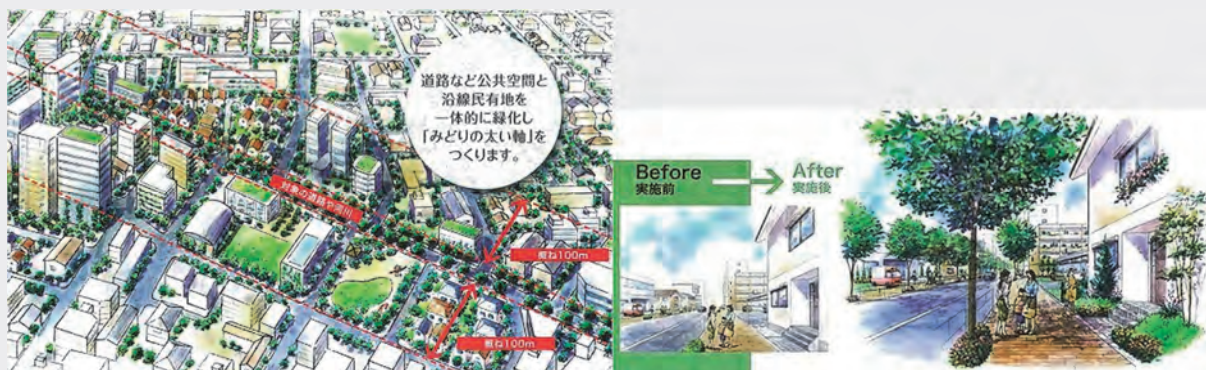
- 大阪府みどりの風促進区域の取組促進

関係法令・関連計画

- みどりの大阪推進計画（平成 21 年（2009 年）12 月）

コラム みどりの風促進区域

大阪府では、海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進し、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、道路や河川を中心に、一定幅（道路や河川の両側概ね 100 メートル）の沿線民有地を含む区域を指定しています。



「寝屋川市景観計画」における景観重点地区（大阪外環状線沿道、第二京阪道路沿道、寝屋川市駅東再開発地区周辺、寝屋川駅前線東部沿道、都市計画道路対馬江大利線（市施行）沿道、打上高塚町周辺など）の指定に基づき、市民にとって日常的に触れる最も身近で主要な景観軸として、セミパブリック空間における周辺の自然的要素や歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設などの景観資源との調和やつながりに配慮した景観を形成します。

また、新たに整備される道路沿道などでは、地域住民や関係権利者等との意思疎通を図りつつ景観重点地区の指定に向けた検討や関係者との話し合いを進め、機運の醸成が図られた地区や今後新たに図られる地区を景観重点地区として指定し、地域の魅力やシンボル性を活かした景観を形成します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 【再掲】法に基づく届出、景観形成基準に基づく行為制限の遵守

行政

- 【再掲】景観形成基準に基づく指導
- 【再掲】景観重点地区の指定検討

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）

基本施策⑱ 親しめる街路樹などの保全・創出

主要な幹線道路沿道や交差部周辺では、市民が親しめる街路樹の保全・創出を図るとともに、新たな道路整備においては、道路機能の確保とあわせてみどりによる景観形成や季節感を創出することにより、都市の風格と親しみのある空間の形成を図ります。

具体施策32 新たな道路整備にあわせた街路樹などの創出**重点1**

街路樹は、都市における美しい景観の形成や歩行者の快適性の確保のほか、沿道の環境保全及び防災に寄与するなど多様な機能を有していることから、新たな道路整備にあわせた街路樹や植樹柵などを創出することにより、駅前などの個性的な景観形成や、密集住宅地区などにおける延焼遮断帯などの機能を確保します。

■取組例と主体 新規：新規施策案**行政**

- 道路機能やつなかりに配慮した街路樹の整備

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市緑地法
- 寝屋川市都市計画道路整備方針（平成25年（2013年）3月）

コラム 道路機能やつなかりに配慮した街路樹の整備

寝屋川駅前線（延長約350m、幅員25m）、都市計画道路対馬江大利線（事業実施中）など、新たな道路整備にあわせて街路樹や植樹柵などの整備を進めています。



都市計画道路対馬江大利線事業（完成イメージ）

具体施策33 街路樹などの適切な維持管理

街路樹については、適切に管理を行うことで身近なみどりとして市民に潤いや安らぎを与え、みどりのボリュームを大きくすることにより日差しを遮る緑陰を形成し、快適な歩行空間の確保とともにヒートアイランド現象の緩和、大気浄化などの効果が期待されます。

主要な幹線道路などでは、目標とする将来的な景観を見据え、歩道幅員や植樹柵の大きさ、樹木の特性や状態、周辺環境との調和に配慮した樹形を設定し、樹冠や枝張り、下枝揃えなど統一感のある景観形成を目指します。

また、定期的に街路樹の健全度調査を行うなど、暴風時などにおける倒木や幹折れなどが発生する恐れのある危険木の有無を確認した上で、必要に応じて街路樹の環境改善に取り組みます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 身近な道路の美化・清掃活動

行政

- 【再掲】植栽管理マニュアルに基づく維持管理
- ボランティア・サポート・プログラム、アドプト・ロードの活用促進
- 街路樹診断士など専門家による定期的な健全度調査の実施検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市緑地法

基本施策⑳ 歴史文化とみどりの調和とつながりの保全

歴史街道におけるみどりと調和した景観形成に努めるなど、歴史文化と一体的なみどりを保全します。

具体施策34 歴史街道に漂う文化とみどり溢れる空間形成

重点1

重点2

京街道、東高野街道などの歴史街道沿道に存する樹木等について、保存樹への指定や景観重要樹木への指定を検討します。

また、歴史街道と一体的に形成される歴史的なまちなみの保全について、景観計画区域における制限の強化などを検討します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

- 【再掲】保存樹・景観重要樹木の保全

行政

- 景観計画区域における歴史的まちなみにかかる制限強化の検討 新規
- 【再掲】保存樹の指定
- 【再掲】景観重要樹木の指定検討
- 【再掲】保存樹（維持管理・枯損防止）に対する助成
- 【再掲】保存樹や景観重要樹木の紹介パネル等の設置検討 新規

■関係法令・関連計画

- 景観法
- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市景観条例
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市景観基本計画（平成22年（2010年）8月）
- 寝屋川市景観計画（平成31年（2019年）3月）

基本施策②1 水辺環境の保全・活用

寝屋川流域協議会における流域全体での取組や、「寝屋川市水辺整備基本構想」などを踏まえ、市民とともに快適な水環境の保全に努めることや、沿川における市民が親しめる空間としての更なる活用を進めます。

具体施策35 親水空間の整備

一級河川寝屋川では、これまでの寝屋川再生ワークショップなどと連携した寝屋川せせらぎ公園や幸町公園、川勝水辺ひろばなどの親水空間が整備され、様々なイベントや環境学習の場として活用されています。

今後においても、「寝屋川市水辺整備基本構想」などを踏まえつつ、寝屋川流域協議会などとの連携を図りながら、多様な主体との協働による取組により、親水空間の整備を推進します。



寝屋川せせらぎ公園

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

学校

- 寝屋川再生ワークショップへの参画

行政

- 寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進
- 親水空間の整備

■関係法令・関連計画

- 淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画（平成 27 年（2015 年）3 月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年（2011 年）3 月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成 31 年（2019 年）3 月）

コラム 寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進

寝屋川再生ワークショップでは、摂南大学と連携を図り、平成 22 年（2010 年）3 月に「寝屋川市水辺整備基本構想」を策定（平成 31 年（2019 年）3 月に改訂）し、市民提案に基づく水辺整備の基本理念、基本方針、重点整備箇所等を踏まえて、市民活動を主体とした水辺づくりを推進しています。



市民土木工事の様子
（友呂岐・二十箇水辺ひろば）

寝屋川せせらぎ公園や幸町公園などの親水空間において、市民団体などとの連携による「クリーンリバー寝屋川作戦」による清掃活動や、水辺と親しみながら楽しめるレクリエーション活動等を継続的に実施するとともに、環境学習や事業者等の社会貢献活動の場などとして活用します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 水環境の保全・再生活動の実施
- 親水空間を活用した社会貢献活動の実施
- 【再掲】自然観察会、イベント等への参加

行政

- クリーンリバー寝屋川作戦への支援
- 親水空間におけるイベント等への支援
- 【再掲】自然観察会などの実施

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年（2011年）3月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成31年（2019年）3月）



水辺のレクリエーション活動



水生生物調査の様子
（水辺に親しむ会 HP より）



クリーンリバー寝屋川作戦の様子

具体施策37 主要な河川等におけるみどりの保全・創出

重点1

重点2

友呂岐緑地や幹線水路沿いの桜並木を保全し、水とみどりが一体となった本市の特徴的な景観を形成するため、適切な維持管理を行います。

また、打上川などにおける「サクラ☆プロジェクト」による桜の植樹とあわせた一体的な緑化を検討するなど、河川等の水辺を活かした更なる魅力の向上を目指します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 【再掲】サクラ☆プロジェクトによる桜街道の整備、保全
- 水辺空間における桜と一体的な緑化の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- サクラ☆プロジェクト

具体施策38 水環境の保全に向けた調査・研究

重点2

「寝屋川流域水環境改善計画」に基づく取組などにより、経年的に水質は改善傾向であり環境基準を満たしていますが、今後も引き続き、寝屋川導水路や古川浄化導水路などへの淀川から取水する農業用水や下水道の高度処理水の活用などによる適切な水量確保や水質浄化、または「クリーンリバー寝屋川作戦」や「アドプト・リバー」による市民等の自発的な清掃活動の継続などによる水環境の保全や改善を進め、生物の生息・生育環境の改善を図ります。

また、大阪府生物多様性センター等と連携した専門家による生物の生息実態の調査研究を行い、専門家の視点から市民が調査に参加できる機会の創出を検討します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

- 水辺空間の美化・清掃活動
- 【再掲】自然観察会、イベント等への参加

行政

- 寝屋川流域水環境改善計画に基づく取組の推進
- アドプト・リバーの活用促進
- 専門家による調査・研究との連携の検討 **新規**
- 【再掲】クリーンリバー寝屋川作戦への支援
- 【再掲】自然観察会などの実施

■関係法令・関連計画

- 寝屋川流域水環境改善計画（平成24年（2012年）5月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年（2011年）3月）

基本施策② 身近な道路におけるみどりの充実

市が指定する文化と歴史のみちをはじめとする市街地内の身近な道路などにおいて、「公園・緑地等植栽サポーター制度」を活用するなど、花いっぱいの道路沿道を創出し、身近な自然に親しむことができる環境を充実します。

具体施策39 身近な道路沿道の緑化**重点1**

「公園・緑地等植栽サポーター制度」などを活用した道路緑化を進めるとともに、道路沿いの民有地におけるかき又は柵を生垣にすることや、グリーンカーテンによる壁面緑化を促進するなど、身近な道路沿道を中心としたみどりの広がり確保に努めます。

また、地域の活動拠点となる公園や公共施設等を結ぶルート上など、地域住民の多くが利用する道路を中心に、新たな活動場所の拡大に努めます。

取組例と主体 **新規：新規施策案****市民**

- 身近な道路沿道でのみどりの取組の推進

行政

- 【再掲】公園・緑地等植栽サポーター制度の促進
- 【再掲】民有地緑化（生垣緑化・駐車場緑化）に対する助成
- 【再掲】グリーンカーテンの促進

関係法令・関連計画

- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱（平成14年（2002年）5月）

コラム 公園・緑地等植栽サポーター制度

市と地域住民との協働による魅力ある緑化を推進するため、市が管理する公園・緑地等の既存花壇を有効活用し、ボランティアとして自ら花作りや緑化の取組を提案・実施するものです。



中央小学校児童によるプランターづくりの様子（さわやかロード）

基本施策②③ 市内水路網の保全

計画的かつ効率的な水路の維持管理を図るとともに、寝屋川流域協議会における流域全体での取組や「寝屋川市水辺整備基本構想」などを踏まえ、市民とともに水辺空間としての更なる活用を進めます。

具体施策40 寝屋川市水路関係施設保全計画に基づく維持管理

「寝屋川市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の管理に関する基本的な方針に基づき、施設の点検、診断等を実施した上で、長寿命化を前提とした維持管理、修繕、更新等を行うとともに、利用者の安全確保を第一に考えた上で、優先度を考慮した修繕等を行います。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 水路施設等の点検・修繕の実施
- 【再掲】長寿命化を前提とした維持管理の推進 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月）

具体施策41 水路改修等に伴う多自然川づくり

水路改修においては、「寝屋川市水辺整備基本構想」などに基づき、市内各地に存する水路網の水辺やビオトープネットワークの保全と構築を進めるなど、周辺の土地利用や維持管理の状況、農業用水、雨水排水などの機能を踏まえ、多様な主体との協働のもとできる限り「多自然川づくり」を進めます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 【再掲】寝屋川再生ワークショップへの参画

行政

- 【再掲】寝屋川市水辺整備基本構想に基づく施策の推進
- 【再掲】親水空間の整備

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成 23 年（2011 年）3 月）
- 寝屋川市水辺整備基本構想（平成 31 年（2019 年）3 月）

基本施策④ エコロジカルネットワークの形成

淀川河川公園をはじめとする動植物の貴重な生息・生育環境と、これらをつなぐ道路、河川などによる「エコロジカルネットワーク」を形成するため、生物多様性の保全に配慮した取組を進めます。

具体施策42 生態的回廊空間の保全

重点2

動植物の貴重な生息・生育環境である淀川河川公園や寝屋川公園、打上川治水緑地、深北緑地、南寝屋川公園などを「コアエリア」として、これらをつなぐ寝屋川、打上川、讃良川、古川などの河川や、第二京阪道路や国道1号（寝屋川バイパス）、府道枚方交野寝屋川線などの主要幹線道路、または友呂岐緑地などを生態的回廊空間として「エコロジカルネットワーク」を形成するため、これらのみどりに加えて、まちなかに点在する農地や樹林地、ため池などを保全・充実・創出・活用する取組を進めます。

また、外来種及び在来種の存在状況等についての調査研究を大阪府生物多様性センターや市民等と連携して実施し、「エコロジカルネットワーク」の形成に向けた現状や課題等の把握に努めます。

さらに、都市基盤整備などが行われる際には、在来する動植物の生息・生育環境への影響を最小限に抑える工夫を検討するなど、生物多様性の保全に配慮した取組に努めます。

■取組例と主体 新規：新規施策案

行政

- 動植物の生態系に配慮した公園整備
- 道路・河川等の法面緑化
- 透水性舗装の実施や雨水浸透枳などの普及
- 現場内有用表土の保存や盛土の土壌改良
- 河川等への土砂流出、汚濁水の流入防止
- 外来種の防除
- 動植物の存在状況等に関する調査研究 新規
- 落差工における魚道の設置 新規

■関係法令・関連計画

- 寝屋川流域水環境改善計画（平成24年（2012年）5月）
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年（2011年）3月）

基本施策②⑤ 協働・共助・連携にかかる仕組みの構築

各主体の協働・共助によるみどりの取組を一層推進するため、主体ごとのつながりをより強化することができる仕組みを構築します。

また、みどりの取組は、行政としても多様な視点から包括的に進めることが重要であるため、庁内関係部局を横断する組織の構築や、国・大阪府・周辺市との連携強化を進めます。

具体施策43 庁内関係部局及び国・大阪府・周辺市との連携の強化

みどりの取組を積極的に推進していくためには、みどりの関連部局だけでなく、まちづくりに関する様々な分野と連携した取組が不可欠です。そのため、教育、福祉、文化スポーツ、環境、産業振興などと連携したみどりの取組を促進するため、庁内関係部局による横断的な連携体制を構築します。

また、市内の国営・府営公園の整備や管理運営、淀川、寝屋川の流域全体における一体的な取組を継続するため、国・大阪府・周辺市との連携を図ります。

■取組例と主体 新規：新規施策案

行政

- みどりの基本計画庁内検討委員会の再編、運営
- 国・府・周辺市による協議会等のみどりの関連組織への参画

■関係法令・関連計画

—

具体施策44 協働・共助によるみどりのまちづくりの推進体制の構築**重点4**

各主体が協働し、都市公園などを拠点としたみどりの取組を促進するとともに、長期的な視点から、市域全体に広げる「協働・共助によるみどりのまちづくり」を促進するため、協働で取り組まれている各主体間での情報共有や話し合いなどを行う、「みどりのプラットフォーム」を設置します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

学校

- みどりに関する活動団体の設立
- みどりのプラットフォームへの参加 **新規**

行政

- みどりに関する活動団体の設立・運営支援
- みどりのプラットフォームの設置 **新規**
- 【再掲】地域協働協議会などによる取組の促進

■関係法令・関連計画

- 都市緑地法
- 都市公園法
- 寝屋川市みんなのまち基本条例
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策45 みどりの相談窓口の設置**重点4**

樹木や草花の育成方法などに関する相談をはじめ、みどりに関する助成制度や活動団体に関する情報提供を行うなど、各主体の緑化活動を支援するため、既存の公共施設や各コミュニティセンター、公園管理事務所などを活用した「みどりの相談所」を設置します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

行政

- みどりの相談所の設置 **新規**

■関係法令・関連計画

基本施策②⑥ みどりの関連制度の充実

民有地などのみどりの充実を図るため、生垣緑化助成制度などの既存制度の活用とあわせて、財源確保の仕組みの充実や空き地を活用した市民緑地制度の弾力的運用、更には、重点的に緑化の推進が必要と考えられる地域などにおけるインセンティブの付与などの仕組みを充実します。

具体施策46 財源の確保

都市緑化の推進及びみどりの保全のための事業の資金に充てるために創設した緑化基金の更なる有効活用を図るなど、助成制度の充実や新たなみどりに関する取組に役立てることができる制度の充実を検討します。

また、ネーミングライツの導入によるみどりのスポンサーとして事業者等の参画を促すなど、新たな財源確保の手法について検討します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 緑化基金の運用方法の検討 **新規**
- 都市公園などにおけるネーミングライツの導入検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市基金条例
- 寝屋川市都市公園条例

具体施策47 助成制度の充実

空き地等における市民緑地制度の弾力的運用や、鉄道駅周辺地域をはじめとする特に重点的に緑化の推進が必要と考えられる地域である「緑化重点地区」などを中心に、民有地緑化に対する助成制度の充実、または緑化に対するインセンティブの付与などを検討します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 民有地緑化に対する固定資産税等の減免
- 市民緑地制度の弾力的運用の検討 **新規**
- 助成制度（助成金、資機材など）の拡充・新設の検討 **新規**
- 民有地緑化に対するインセンティブ（都市開発諸制度）の検討 **新規**

■関係法令・関連計画

- 都市計画法
- 建築基準法
- 都市緑地法
- 地方税法
- 寝屋川市都市計画マスタープラン（平成 24 年（2012 年）3 月）
- 寝屋川市立地適正化計画（平成 30 年（2018 年）4 月）
- 寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策計画（平成 30 年（2018 年）3 月）

具体施策48 みどり資源のリサイクル

街路樹や公園等の樹木の維持管理に伴って生じる落ち葉や剪定枝について、焼却ごみ量及び最終処分量の削減とリサイクルを図るため、他市の状況などを調査研究し、落ち葉の堆肥化や剪定枝の木チップ化による緑化資材としての再利用など、再資源化による廃棄処理費用の削減と環境配慮型の維持管理を推進します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

行政

- 落ち葉の堆肥化、剪定枝の木チップ化の推進 **新規**
- 丸太等を活用した園内看板の作成・設置 **新規**

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年（2011年）3月）

コラム 市民緑地制度

■市民緑地制度とは

土地等の所有者からの申し出に基づき、地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人が「市民緑地契約」を締結して、その土地等に市民の利用に供する緑地または緑化施設を設置、管理することにより、地域の人々が利用できる公開されたみどりが確保されます。

■「市民緑地契約」の条件

- ・面積が300㎡以上あり、一団となっていること。
- ・契約期間は5年以上。
- ・他の地上権、賃借権その他の使用収益権（市民緑地の利用に支障のない権利の設定を除く）が、設定されていないこと。

■土地所有者のメリット

- ・緑地の管理を地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人が行うことにより、土地所有者の管理の負担が軽減されます。また、優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。
※契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減となります。
- ・土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となります。

基本施策②⑦ みどりの担い手の育成

みどりとのふれあいなどを通じて緑化意識を育成するため、市内の教育機関との連携を図りつつ、環境学習などの機会づくりを進めます。

また、各主体に対する各種講座や教室を開催するとともに、みどりの取組を支援する専門家を育成、派遣するなど、生涯学習の一環としたみどりづくりの機会の創出に努めます。

具体施策49 みどりの取組へのきっかけづくり

重点4

市教育委員会とも連携を図りつつ、学校教育における環境学習の促進に関する支援に努めます。また、市民の生涯学習としての取組を促進するため、みどりの活動団体や事業者、大学などの協力も得ながら、市民が本市の水辺やみどりと触れ合える機会を増やすことにより、みどりへの理解と親しみの向上を図ります。

■取組例と主体 新規：新規施策案

市民

事業者

学校

- 環境学習や生涯学習機会の創出支援 新規

行政

- 市民緑化教室の開催
- 環境学習や生涯学習機会の創出
- 出前講座の利用促進 新規
- みどりの普及・啓発パンフレット発行 新規

■関係法令・関連計画

- 寝屋川市環境基本計画（平成23年（2011年）3月）



小学校の総合学習の様子
（大阪府生物多様性センター）

具体施策50 みどりの専門家の育成

重点4

みどりの取組を支援するコーディネーターとして活躍する人材育成を目的として、より高度な技術や知識を習得するための講習プログラムを開催し、講習の修了生を「みどりのコーディネーター」として登録する制度の創設を検討します。

また、「みどりのコーディネーター」は、各主体に対する技術的支援を行う中で、「みどりの相談所」の設置に伴い相談員として配置するなど、幅広い活躍の場の創出に努めます。

■取組例と主体 新規：新規施策案

行政

- みどりのコーディネーター登録制度の創設検討 新規

■関係法令・関連計画

—

基本施策⑳ みどりの取組への支援

水辺環境の保全再生活動や公園愛護会、「アドプトリバー・ロード」等の清掃活動、または学校敷地における緑化活動などの各主体による取組に対して、技術的な助言や資機材、報償金などの支援を実施するとともに、企業による CSR 活動などの取組場所の確保に努めます。

具体施策51 みどりの取組場所の確保 **重点4**

各主体によるみどりの取組や、企業CSR活動の一環として取り組まれる地域貢献につながる活動の場として、公園や道路などの公共空間における花壇づくりや清掃活動、水辺の環境保全活動、または空き地等を活用したみどりの取組場所の確保に努めます。

取組例と主体 **新規：新規施策案****市民**

- 空き地等の提供 **新規**

事業者

- 事業所敷地の開放 **新規**

学校

- 【再掲】 学校敷地の開放

行政

- みどりの取組場所の抽出 **新規**

関係法令・関連計画

- 道路法
- 都市公園法
- 寝屋川市都市公園条例
- 寝屋川市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月）
- 寝屋川市空き家等・老朽危険建築物等対策計画（平成 30 年（2018 年）3 月）

具体施策52 資機材等の提供

重点4

公園愛護会による維持管理に対する清掃用具や報奨金、「花いっぱい植栽事業」による保育所・園、幼稚園、小中学校への花苗配布、または「公園・緑地等植栽サポーター制度」に基づき、取組主体などに対して資機材等を提供します。

また、各主体によるみどりの取組を更に促進するため、提供する花苗等の種類の充実や支援制度の拡充などを検討します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

事業者

- イベントやプログラム等における緑化資材等による支援

行政

- 市民活動団体への支援（補助金の交付）
- 【再掲】公園・緑地等植栽サポーター制度の促進（資機材、場所、標識、活動PRなどの包括的支援）
- 【再掲】公園愛護会などへの支援（清掃用具、報奨金の支給）
- 【再掲】花いっぱい植栽事業、グリーンカーテンの促進（花苗の配布）
- 【再掲】大阪府緑化樹配布事業、記念植樹事業の促進（樹木の配布）
- 【再掲】民有地緑化（生垣緑化・駐車場緑化）、保存樹（維持管理・枯損防止）に対する助成

■関係法令・関連計画

- 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- 寝屋川市美しいまちづくり条例
- 寝屋川市市民活動支援補助金交付要綱
- 寝屋川市緑化推進助成金交付要綱
- 寝屋川市公園愛護会報償金支給要綱
- みどりの大阪推進計画（平成21年（2009年）12月）

具体施策53 技術的な支援

重点4

市民緑化教室の開催や「みどりのコーディネーター」登録制度の創設など、取組の熟練度や活動目的に応じた支援が可能となる仕組みの検討や、事業者や大学などによる水辺の保全再生プロジェクトなどの実践的な取組を通じた専門技術や知識を活かし、多様な主体に対する技術的支援を行います。

また、学校敷地における緑化、保全活動などに必要となる技術的支援を行う機会や仕組みについてもあわせて検討します。

■取組例と主体 **新規：新規施策案**

市民

事業者

学校

- 各主体に対する技術的支援の実施 **新規**

行政

- 学校敷地における緑化推進、維持管理に要する技術的支援の検討 **新規**
- 【再掲】市民緑化教室の開催
- 【再掲】みどりのコーディネーター登録制度の創設検討 **新規**

■関係法令・関連計画

—

基本施策29 みどりに関する情報の発信・共有

みどりに関する啓発イベントの実施や市民緑化教室などの取組に加えて、啓発用パンフレットの作成や市の広報、ホームページを活用した市の緑化施策、市民の活動状況、または各種事例の紹介などの情報の発信、共有を図るとともに、みどりの活動に対する表彰や顕彰の実施などを検討します。

具体施策54 啓発イベント等の実施**重点4**

みどり・水・くらしを考えることをテーマに開催する「寝屋川市環境フェア」において苗木の提供を継続するとともに、緑化旬間、緑化月間における「みどりのガイドブック」などを活用した啓発活動を行います。

また、本計画の推進に向けた「みどりのシンポジウム」を開催するなど、多様な主体による今後のみどりの取組方向や、具体的な内容に関する情報、意識の共有を図ります。

取組例と主体 新規：新規施策案**行政**

- 緑化旬間、緑化月間の実施
- みどりのガイドブックの発刊
- みどりの募金事業の実施
- 環境フェアなどにおける普及啓発活動
- 「みどりのシンポジウム」の開催 **新規**

関係法令・関連計画

- 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律
- 寝屋川市環境基本計画（平成23年（2011年）3月）

コラム 市の花・木

寝屋川市の花はバラで、木は桜です。これは、昭和43年（1968年）4月に美化運動推進本部で、市民アンケートによって選ばれました。



市役所に咲くバラ



成田公園の桜

市の広報やホームページなどの活用により情報を発信する中で、ターゲット（市民・事業者・学校）に合わせて発信する情報や媒体を変えるなど、幅広く情報を発信するための工夫を検討します。

また、先進的または長期継続的にみどりの取組に貢献された方々、緑化基金などへ貢献された方々に対する顕彰制度の創設を検討します。

■取組例と主体 新規：新規施策案

行政

- 市の広報やホームページ等を活用した情報発信
- 緑化顕彰制度の創設検討 新規
- 【再掲】みどりの普及・啓発パンフレット発行 新規

■関係法令・関連計画

コラム みどりのまちづくりへの顕彰制度

国、大阪府、公益財団法人などにより、活動団体や企業などが実施するみどりのまちづくり（敷地内緑化、緑地の保全活動など）のうち、特に優れたものを顕彰・表彰する制度があります。

表 顕彰制度の事例

顕彰制度名	概要	実施主体
日本水大賞	安全な水、きれいな水、おいしい水にあふれる21世紀の日本と地球を目指し、水循環の健全化に貢献するさまざまな活動を対象に、社会的貢献度が高い、水防災、水資源、水環境等の分野における活動の中から、特に優れたものを表彰し、広く国民に発信するもの	日本水大賞委員会・国土交通省
「みどりの愛護」功労者 国土交通大臣表彰	花と緑の愛護に顕著な功績のあった民間の団体に対し、その功績をたたえ、国民的運動としての緑化推進活動の模範として表彰するもの	国土交通省
緑化優良工場等表彰	工場とその周辺環境との調和を図ることを目的とする工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化を積極的に推進し、工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場等を表彰するもの	経済産業省
みどりのまちづくり賞（愛称：大阪ランドスケープ賞）	みどりのまちづくりに貢献する「まちが美しくなるみどりづくり」「まちが笑顔になるみどりづくり」に取り組まれた方々を表彰するもの	大阪府
大阪府みどりの功労者表彰	緑化の推進、自然環境の保全及び森林の保全に功績のあった個人又は団体を「大阪府みどりの功労者」として表彰するもの	
都市の緑3表彰	人々の暮らしに潤いと安らぎを与え、地球温暖化の抑制や生物多様性の保全に寄与する都市の緑化保全と緑化推進の普及啓発を目的に、「緑の環境プラン大賞」「緑の都市賞」「屋上・壁面緑化技術コンクール」の3つの顕彰・表彰を行うもの	公益財団法人 都市緑化機構
全国花のまちづくりコンクール	花のまちづくりを国民的な市民運動として普及、定着させるために、全国各地で取り組まれている花や緑による優秀な活動を顕彰し、広く紹介するもの	公益財団法人 日本花の会

基本施策⑩ みどりを活かしたシティプロモーションの推進

「サクラ☆プロジェクト」や、市の顔となる鉄道駅周辺における質の高いみどりの創出などを進めることにより、市の木・花である桜やバラなどのみどりを活かしたシティプロモーションを推進します。

具体施策56 みどりのプロジェクトの推進 **重点1**

桜をはじめとする市が有する様々な地域資源やポテンシャルを活かし、市内外の人々に対してシティプロモーションを展開する「サクラ☆プロジェクト」により、打上川治水緑地の桜のライトアップや桜をイメージしたスイーツづくり、または地域産業の活性化を図る事業者独自の事業展開を目指した市内商業団体等と連携したイベント等を実施するとともに、鉄道駅を拠点として市内に点在する桜の名所へのルートとしてつなげる桜街道を整備し、各名所の「見える化」を図ります。

また、都市公園や公共施設の敷地などを中心として、市の花であるバラの植栽、保全、育成などの取組について、各主体との協働で推進する新たなプロジェクトを企画、実施するなど、みどりを活かした更なるシティプロモーションを展開していきます。

■取組例と主体 **新規：新規施策案****行政**

- シンボルツリー、出生記念プレートに伴う植栽
- ライトアップイベントの実施
- バラを活かした新たなプロジェクトの企画、実施 **新規**
- 【再掲】桜街道の整備、保全

■関係法令・関連計画

- サクラ☆プロジェクト

コラム サクラ☆プロジェクト

「サクラ☆プロジェクト」は、市の木である桜を始め、市が有する様々な地域資源やポテンシャルをいかし、市内外の人々に対して、「1. 市内が“桜”に彩られるまちづくり」「2. 桜と「食」を融合した魅力づくり、にぎわいづくり」「3. 市民全体で桜を育み、プロジェクトを進化させる」という3つの視点をもってシティプロモーションを行うことにより、まちの魅力の向上につなげ、人の流れを作り、地域産業の活性化を図る取組です。「桜と言えば、ねやがわ」というイメージが定着されることで、市の知名度の向上、イメージアップ等を目指しています。

